平成２４年（ワ）第３６７１号外　大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原　告　　竹本　修三　　外
被　告　　国　　外１名

証　拠　申　出　書

－石橋克彦氏－

２０２４年（令和６年）１０月１５日

京都地方裁判所 第６民事部合議はＢ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　　出　口　治　男

同　　渡　辺　輝　人

外

頭書事件について、下記のとおり証拠を申し出ます。

第１　証人尋問の申出

１　人証の表示

神戸市須磨区横尾 2-28-26

証　　人　　石　橋　克　彦

（呼出・主尋問２１０分）

２　立証趣旨

証人が柏崎刈羽、福島第一原発事故前にこれらの事故の発生の可能性を予測していたこと、新規制基準元となった「新指針」の策定に携わっていたこと、地震の規模を事前に正確に予測することは困難であること（地震学の三重苦）、FO-A、FO-B、熊川の三連動など、大飯原発周辺の個別の活断層について十分に評価されているとは言えないこと、大飯原発周辺の個別の活断層も想定外の連動を引き起こしたり、既知の活断層の延長線上や未知の海底断層、陸上の空白域が動く可能性もあること、本震後の大余震で原発が事故を起こす可能性、大飯原発についてプレート間地震、海洋プレート内地震について検討用地震を選定していないことの問題、地盤の隆起の可能性地震の予測困難性など。

３　尋問事項

（１）証人の経歴（特に原発の耐震関係について）

（２）地震の基本的な事項

（３）活断層の「連動」、傾斜が逆向きの活断層の「連動」、必ずしも地震波を出さない地表の「ズレ」、地震時地殻変動、その根拠となる隆起海成段丘の重要性、５層の防護の破綻など、２０２能登半島地震の教訓

（４）検討用地震の選定の問題点、大飯原発以外の原発の新規制基準の現れた瑕疵、スラブ内地震（海洋プレート内地震）の重要性がないがしろにされていること、地震時地殻変動が軽視されていること、隆起海成段丘が軽視されていること、大余震による強震動が無視されていること、深層防護の考え方の不徹底、立地審査指針の無視、新規制基準の安全観の問題など、新規制基準およ

びそれに基づく審査の問題点

（５）大飯原発３、４号機の審査書の誤り

（６）今後の広域地震活動と大飯原発の関係

（７）その他本件に関連する一切の事項

４　示す証拠について

石橋克彦氏の尋問で用いる証拠は甲６５８の意見書である。ただ、意見書の内容を短時間で説明するために、補助的な図表を提出予定であり、１０月末に提出する。

以上